

行政評価事業の概要

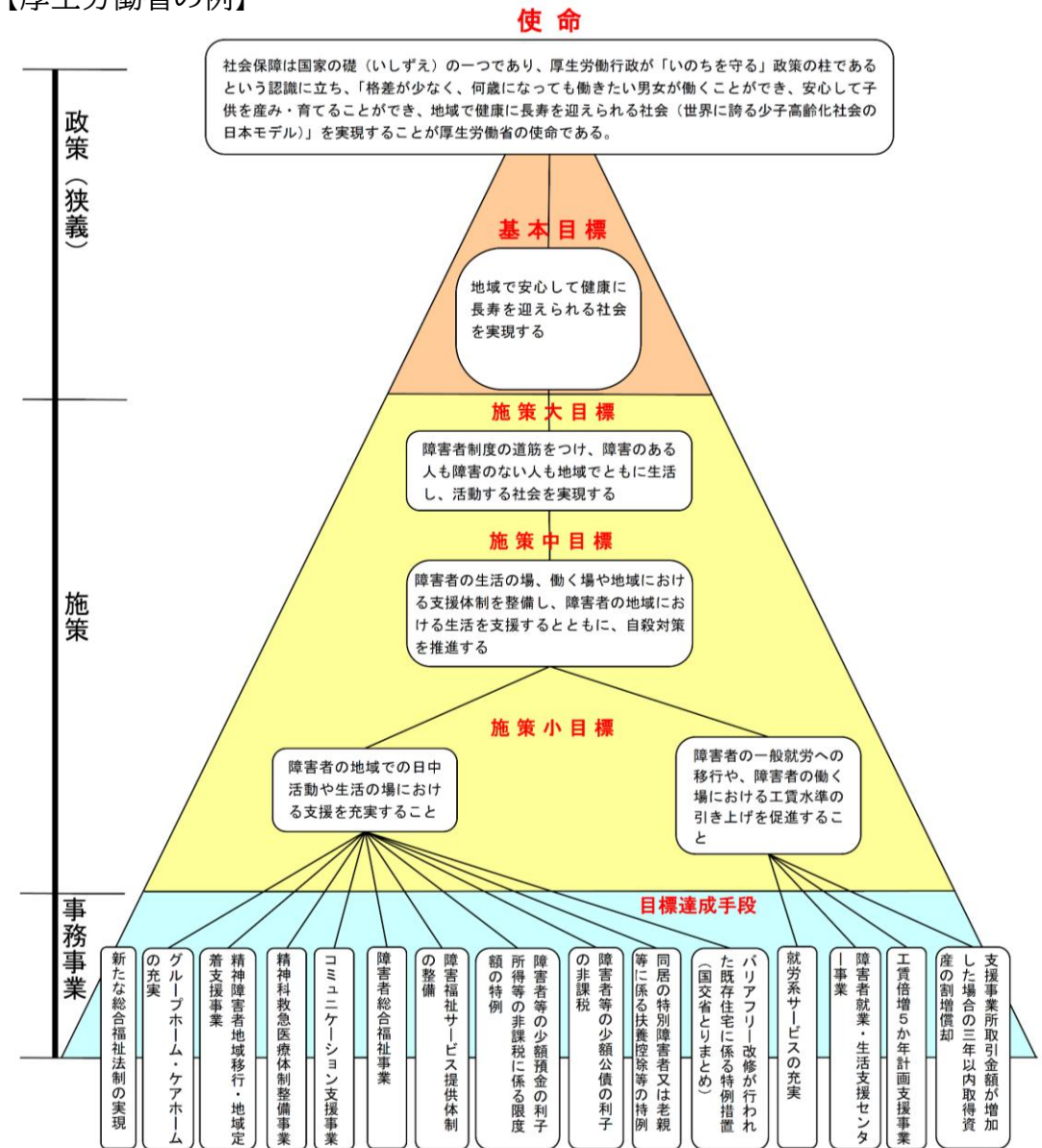
【参考】行政評価とは

政策(狭義)、施策、事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの

- 「政策(狭義)」とは、大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの
- 「施策」とは、政策目的を達成するための方策
- 「事務事業」とは、施策目的を達成するための具体的な手段
- 「政策(広義)」とは、政策(狭義)、施策、事務事業の総称。ここでは「事務事業等」と呼ぶ

【出典】総務省『地方公共団体における行政評価の取組状況(平成22年10月1日現在)』p.7

【厚生労働省の例】



【出典】総務省『政策評価Q&A(政策評価に関する問答集)(平成29年10月版)』p.12

目的

税金をはじめ、限りある財源(歳入)を有効活用し、その中で最大の市民満足度を得るため、事務事業等の検証を通じて、事業の改善や、選択と集中を図ることを目的とする。

- ① 事務事業等の目標・手法・成果等を検証し、必要性の薄れたものは休止・廃止を検討し、必要性が高くても有効性や効率性の低いものは、見直しを行って改善を図る。
- ② 事務事業等を市民とともに見直しすることで、協働の市政運営を進めるとともに、市民への説明責任を果たす。
- ③ 事務事業等をただ行ったままにせず、実施状況を評価することにより、事務事業等の改善等への「気づき」の機会を提供するとともに、職員の意識改革や政策形成能力の向上につなげる。

【地方自治法第2条第14項】

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

行革と行政評価

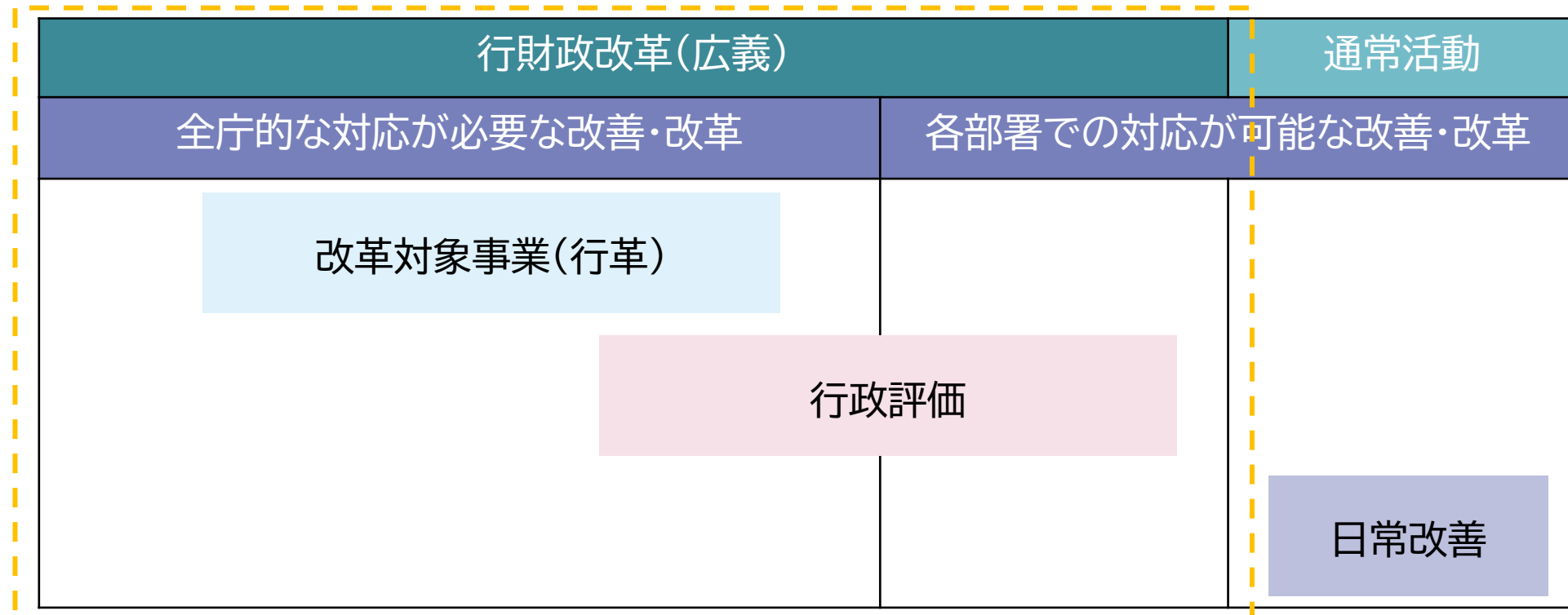
■ 行革

見直しにあたり全庁的な対応が必要であり、本計画で「改革対象事業」として位置付けた取組を対象とします。

■ 行政評価

行革の改革対象事業以外の既存事業の見直しを対象とします。毎年度テーマを設け、当該テーマに沿った事業の見直しを行います。

行革推進
委員会で
所掌



方針

行政評価が真に公益の実現に資するものとなるよう、以下により行政評価を実施するものとする。

① 全市民の意見反映の追求

市は全体の奉仕者として、全市民個別の意思の収集、集約及び反映に努めるものとする。

② デジタル原則

意見交換・合意形成のための場の運営に当たっては、デジタルツールを活用することにより、公平性、多様性、透明性及び即時性の確保を図るものとする。

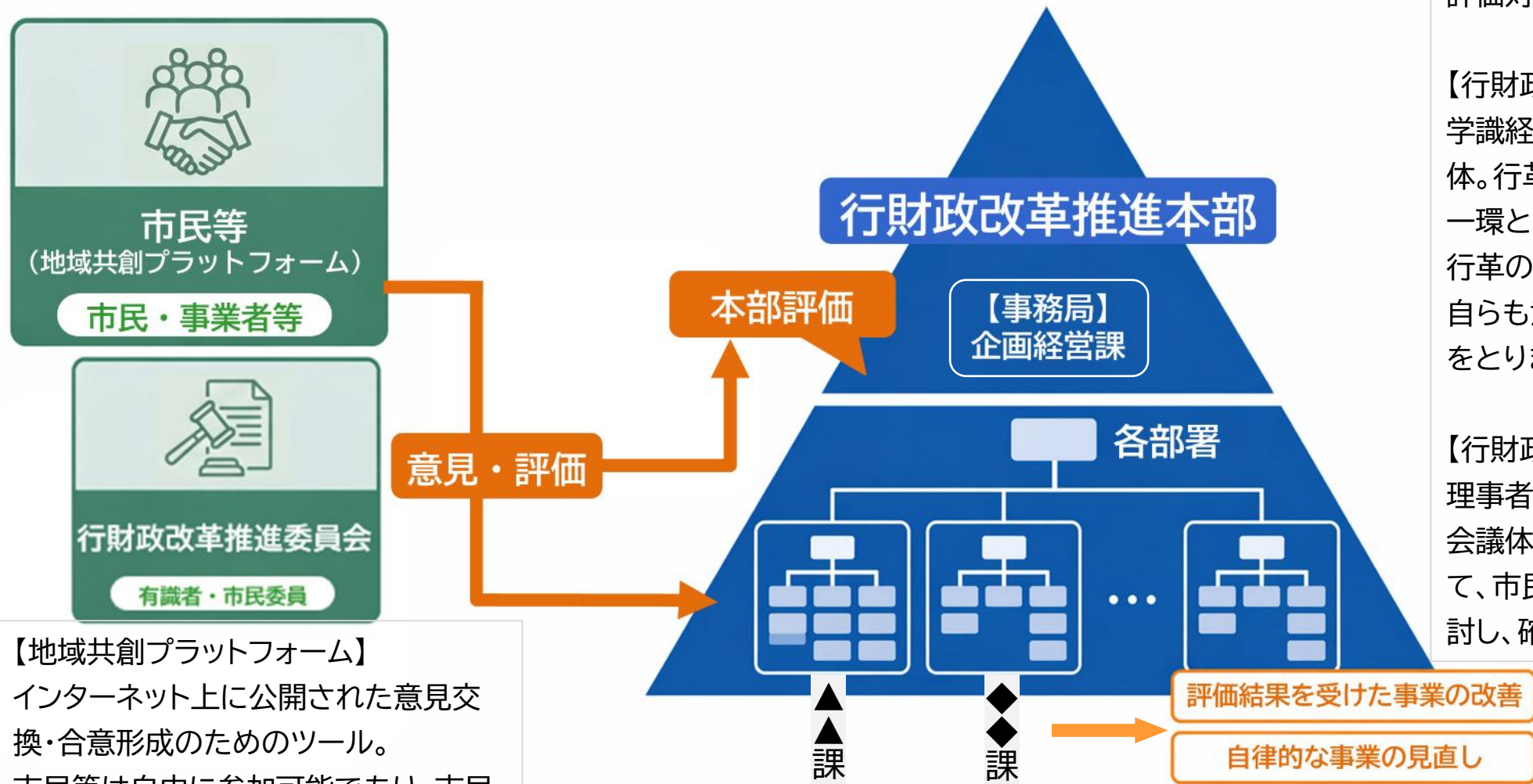
③ 公共的理性の理解促進

意見交換・合意形成のための場の運営に当たっては、各意見が公益性の追求を目的としたものとなるよう努めるものとする。

④ 心理的安全性の確保

意見交換・合意形成のための場の運営に当たっては、参加する各主体が相互に尊重し合い、心理的安全性が確保されるよう努めるものとする。

実施体制



【地域共創プラットフォーム】
インターネット上に公開された意見交換・合意形成のためのツール。
市民等は自由に参加可能であり、市民等の間、又は市民等と市との間でリアルタイムの意見交換が可能。

【市民等】
評価対象の応募・評価に関して意見。

【行財政改革推進委員会】
学識経験者、公募市民の参加する会議体。行革の推進全体についてPDCAの一環として意見等を行う。
行革の一部である行政評価についても、自らも意見しつつ、市民等からの意見をとりとめる。

【行財政改革推進本部】
理事者・部長により構成される庁内の会議体。評価対象の選定や評価について、市民委員会等の意見を踏まえて検討し、確定する。

日野市行政評価の流れ

評価対象
の選定

庁内募集

【行革本部】
評価対象の確定

評価

【市民等】
評価意見

【推進委員会】
とりまとめ

【本部】
ヒアリング⇒評価素案作成

【行革本部】
評価確定

公表

市ホームページへの掲載 ・ 市広報への掲載 ・ 市図書館への配架

改善

【各部署】
改善

【本部】
進捗確認

行政評価における本委員会の立ち位置

内容	市民等(投稿)	推進委員会	行革本部	所管部署
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価対象事業の募集(庁内のみ) ➤ 評価対象事業の決定 			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 所管部署による情報掲載の準備 				○
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価対象事業の説明資料の掲載 ➤ 評価対象事業に対する意見(評価)・質疑応答 ※地域共創プラットフォーム上で実施 	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 意見のとりまとめ ➤ 推進委員会意見書公表 		○		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本部評価ヒアリング 			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価結果の確定 			○	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価結果の公表 				

令和8年度の 行政評価について

評価対象事業(新規)の募集にあたって

これまでの
経過

評価対象事業を市民等に公募したものの、
新規事業創設や既存事業の拡充要望のみが集まった。



評価対象事業の市民等への公募は、実施しない方針へ。

【理由】

- ① 市民等の側からは、事業の廃止・縮小という発想は生まれづらい。
- ② 特に、各事業に利害のない市民等(=客観的な判断をすることが期待できる方)ほど、事業内容の把握が困難。
- ③ 全体を理解して評価対象事業を抽出する作業は莫大な労力を要するため、市民等に対しては過大な負担となってしまう。



庁内に絞って対象事業の吸い上げを行う。

※評価については、引続き地域共創プラットフォームを活用して、市民から意見を募る。

募集結果及び今後の方向性について

< 募集概要 >

募集期間	令和8年4月7日から 令和8年4月27日まで
募集先	庁内に限定
対象事業	全事務事業
募集結果	0件

今後の方向性

継続事業の モニタリング

- 令和8年度では新規で行政評価を行う事業について「該当なし」とし、継続事業のモニタリングのみ実施。

行革対象事業への 設定

- 組織横断的・全庁的な改善が必要な事業については、新たに行財政改革における改革対象事業として設定し、進捗管理等を実施。